鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会報告書

鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立生涯学習センターの管理運営状況を評価するとともに、次期指定管理期間における指標連動方式の導入の検討に係る意見を述べた。

１　対象施設　　鳥取県立生涯学習センター
２　指定管理者　　公益財団法人鳥取県教育文化財団（鳥取市扇町２１）
３　指定管理期間　令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）
４　評価委員会
（１）開催日時　　令和８年１０月９日（金）午後１時３０分から午後４時まで
（２）開催場所　　鳥取県立生涯学習センター５階　中研修室（６）
（３）評価委員　　４名

氏名	所属・役職名
高井　亨（委員長）	公立鳥取環境大学経営学部　准教授
高田　充征（副委員長）	高田税理士事務所　代表
太田垣　尚子	元　鳥取県高等学校ＰＴＡ連合会　事務局長
佐々木　貴子	元　ガールスカウト鳥取県連盟　事務局職員

（４）評価方法

指定管理者から提出された令和６年度分及び令和７年度分の事業報告書、県が管理運営状況を点検評価した令和６年度分及び令和７年度分の点検評価結果シート及びこれらに関する説明、施設内の視察等に基づき、各委員が以下の各審査項目について評価を行った。

なお、評価は「２、１、０、△１、△２」の５段階で行った。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理・緊急時の対応等	○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故等の防止措置、緊急時の対応
施設の利用許可、利用料の徴収等	○利用の許可 ○利用受付・案内 ○利用料金の徴収・減免の実績
利用者サービス	○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進策 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握、対応 ○施設利用者及び主催事業参加者の満足度
収入支出の状況	○経営状況の健全性
職員の配置等	○管理運営業務を行うための体制（必要な職員配置） ○有資格者の配置
会計事務の状況	○不適正事案や事故等の発生状況や内部検査の状況 ○会計事務の処理状況
関係法令の遵守状況	○各種法令（消防法、電気事業法など）を遵守した施設設備の管理状況 ○労働関係法令や鳥取県産業振興条例等の遵守状況
県の施策への協力	○障がい者就労施設への発注、障がい者雇用、高齢者雇用

≪評価指標≫
２：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
１：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
０：概ね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
△１：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
△２：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

（５）評価結果
ア　評価結果
指定管理者による管理運営状況は、審査項目ごとに２点、１点、０点、△１点、△２点の５段階で評価し、全委員の評価点の平均を踏まえ、総合評価は「１」と決定した。
なお、当該総合評価の結果は、次期指定管理候補者選考において現指定管理者が申請した場合に反映するものとする。

審査項目	評価結果（平均点）
施設設備の維持管理・緊急時の対応等	１．０
施設の利用受付・案内、利用料の徴収等	１．０
利用者サービス	１．２５
収入支出の状況	１．０
職員の配置等	０．５
会計事務の状況	０．５
関係法令の遵守状況	０．７５
県の施策への協力	１．２５
総合評価点	０．９１

イ　評価委員からの主な意見
【施設設備の維持管理・緊急時の対応等】、【施設の利用受付・案内、利用料の徴収等】
（意見なし）
【利用者サービス】
○中高生の学習スペースの設置など利用者の利便性向上に向けた取組が積極的になされていると感じる。
○社会教育施設として多様な学びを提供しており、魅力的な運営を行っている。
○生涯学習センター職員の努力や工夫が施されたイベント等が多くの人の目に留まることを期待する。
○せっかく多様な事業に取り組まれているので、より多くの人に知ってもらうためにも、情報を掲載し発信する媒体についてはよく考えて選択し、宣伝を促進すると良いと感じた。
【収入支出の状況】
○財務状況も良く、安心して運営を任せることができると考える。
【職員の配置等】
○現在の人員体制で講座の開催等により県内の様々な場所に出向いており、すごいと感じた。
【会計事務の状況】、【関係法令の遵守状況】、【県の施策への協力】
（意見なし）

（６）次期指定管理期間における指標連動方式の導入の検討に係る意見
ア　検討の背景
令和７年度第２回県有施設・資産有効活用戦略会議（座長：政策統轄監、令和８年１月開催）において、公の施設見直しにおける今後の取組として、指定管理事業者の参入意欲を高めることを目的とした公募条件等の見直しを検討することが示された。そして、検討項目として「指標連

動方式（※）の導入」が選定され、その検討に当たっては令和８年度に評価委員会において委員の意見を聴取することとされた。

※指標連動方式とは、県と指定管理者とが締結した施設の管理運営協定に定める指定管理者の業務を踏まえ、施設の機能や持続性又は県が求めるサービス水準に対応した指標を設定し、指定管理料の一部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式のこと。

イ　評価委員からの意見

意見聴取の結果、以下のとおり、導入に対して慎重であるべきという意見が示された。

〇指定管理期間は５年間と短く、指指標連動方式による取組や投資の効果を十分に得られるか疑問がある。より長い期間であれば、設備や人員体制への投資を検討しやすくなる可能性はあるが、現行の期間では導入に慎重であるべきと考える。

〇指標に応じて指定管理料が減額されると、事業や施設運営に支障をきたすおそれがある。公共施設には、まず安定的な運営に必要な経費を確保することが重要と考える。

〇指定管理者が公益財団法人の場合、増額分を利益や賞与、人件費に充てることに制約があり、民間事業者と同じようなインセンティブが働きにくいと考える。

〇生涯学習の価値や公共性は、数値だけでは測りにくく、定量的な指標だけを重視すると、事業の質や社会的な意義が反映されない可能性がある。生涯学習センターは社会教育施設として公共性が高く、数値だけで成果を測れないため、指標連動方式は施設の性質に馴染みにくいと考える。

〇職員のやりがいにつながるという面はあるが、指定管理料を増減させる仕組みとしての効果は慎重に検討する必要があると考える。